

編譯 『中國歷史文獻學史述要』 — 元代歷史文獻學の概況と特徴 —

曾貽芬・崔文印 原著
山口謠司・石川薰・洲脇武志 編譯

—

フビライによる元の建國以前、モンゴルのハーンたちは征伐に忙しく、文籍に構う暇などなかった。フビライが元朝を建ててから、典籍は次第に重視され、相應の機關と制度がつくられた。王士點『祕書志』卷一の記載によれば、「至元九（一二二七）年十一月、太保の劉秉忠・大司農の李羅聖旨を奉じて、祕書監を設立す、從三品級なり」（至元九（一二二七）年十一月、太保劉秉忠・大司農李羅聖旨、設立祕書監、從三品級）という。また、『元史』卷九十九官志の記載によれば、祕書監は「歴代の圖籍并びに陰陽禁書を掌る」（掌歴代圖籍并陰陽禁書）という。成宗（テムル）の大徳九年、祕書監責任者の努力により、祕書監は從三品から正三品に昇格した。『祕書志』卷五 祕書庫は、祕書庫の職能について、「昔より祕奥の室を府と曰ひ、庫と曰ふ、蓋し其の藏を富まするを言ふ也。世皇既に官に命じて以て其の肩鏹緘膝の事を職とせしむ。而る後に列聖の宸翰纂述の紀、天下の墳籍・古今の載記を志し、萬機の暇に供する所以の者、備具せざるは靡く、圖像・碑誌・方技・術數の流と雖も、畢く部は分類し、別ちて録すと云ふ」と解説している。

この文章は二つの内容を含んでいる。第一に、秘書庫は元の諸帝の御筆を含む「天下の墳籍」を収集する。第二に秘書庫は、収集したこうした文献を「畢く部は分類し、別ちて録すと云ふ」、つまり、分類して著録する。秘書庫がこの二つの職能を備えていることは、元代の秘書庫が漢代の東觀によく似た藏書・校書機關であることを説明するに十分である。ただし、『秘書志』巻五の記載を見ると、元初の秘書庫の藏書は決して多くはない。例えば、仁宗（アユルバルワダ）の「延祐二年、九月初五日、秘書郎呈して、指揮發下裕宗皇帝書硯を奉じ、實に従りて收管す」とあるが、その書物は『孝經』三冊、不全。『論語』七冊、不全。『小學』二冊、不全。『周易』一冊、不全。『唐鑑』六冊、不全。『孝經』卷子一個、不全」であった。祐宗は元の世祖であるフビライの息子で、皇太子ではあったが即位する前に亡くなった。このような重要な人物が閲讀した書物がわずか五部しかなく、しかも完全なものが一部もなかったことから、元初の朝廷藏書の貧弱さがわかる。

元代の朝廷藏書が激増したのは、南宋の滅亡以後である。『元史』卷九世祖紀の記載によれば、至元十三年二月、バヤンは臨安に入城すると、「就ち宋の内侍 王桎を遣はし宮に入れ、宋國の袞冕・圭璧・符璽及び宮中の圖籍・寶玩・車輅・輦乘・鹵簿・麾仗等の物を收めしむ……丁巳、焦友直に命じて宋の秘書省の禁書圖籍を括せしむ^③」とあり、この年十月、「丁亥、兩浙宣撫使の焦友直 臨安の經籍・圖畫・陰陽祕書を以て來上す^④」という。『秘書志』巻五もこの出來事について、『我らが使者の焦尙書が江南にて秘書省の文書を收拾して、集めたと聞き及びましたが、（これらの文書を）全て移送させてはいかがでしょうか』と（上奏した）。皇帝陛下が仰られることには、「移送させよ」と。欽此。樞密院が南省に命令書を送り、持ってこさせた。今、焦尙書が收拾して移送した經籍・書畫などは、南省から發せられて、中書省に到着した。先に焦尙書が收拾した全ての經史子集の典籍・禁書・典故文字及び書畫・紙筆・墨硯などのものについて、共に祕書監が併せて管理した^⑤と記載している。このほか、この年三月には「郎中の孟祺をして宋太廟四祖殿・

景靈宮の禮樂器・冊寶暨郊天儀仗、及び祕書省・國子監・國史院・學士院・太常寺の圖書祭器樂器等の物を籍せしむ⁶⁾とあり、さらに至元十五年の夏四月には「許衡の言を以て、使を遣はし杭州等に至りて在官の書籍版刻を處取し京師に至らしむ⁷⁾」とある。そのため、清代の學者である錢大昕は、「元朔漠より起り、未だ文事に遑あらず。太宗八年、始めて耶律楚材の言を用ひ、經籍所を平陽に立て、經史を編集す。世祖の至元四年、徙して京師に置き、名を宏文院に改む。九年、祕書監を置き、歷代の圖書並びに陰陽禁書を掌らしむ。大兵の南伐するに及び、焦友直に命じて宋祕書省の禁書圖書を括せしむ。伯顔臨安に入るや、郎中の孟祺を遣はし宋の祕書省・國子監・國史院・學士院の圖書を籍し、海道より舟運して大都に至り、祕書の藏する所彬彬にして觀るべからしむ⁸⁾」と述べている。杭州から大都まで長距離輸送をしたため、多くの圖書は損傷を免れず、補修する必要があつた。元朝の祕書監は、専門に裱書匠を設けている。至元十四年二月、裱背匠の焦慶安は、一度に圖書六千七百六十二冊、畫軸一千九幅の補修を監督した⁹⁾。これは一人の裱背匠が監督した數にすぎず、祕書監に裱背匠が一名だけしかいないことはあり得ないことから、補修を必要とする書畫もこれだけに止まらず、南宋の平定後に南方から運ばれた書物はかなりの數にのぼり、元の朝廷文籍が激増したことが窺える。しかし、こうした書籍の具體的な状況を調べる方法はない。何故なら、元の祕書監はこうした圖書について分類目錄を作成しなかつたからである。王士點も「在庫書。經一百二十一部、一千二十三冊。史七十九部一千七百二十四冊……¹⁰⁾」としか記していない。これは祕書庫の藏書の羅列にすぎず、分類書目と同列に論じることができない。もし、こうした書物の全てが接收した南宋の書籍であり、もともと目錄があると言うなら、新しい目錄を作成しなくても別に構われない。問題は祕書監の藏書にはこれ以外にも元代に刊刻・著述された書籍があつた點である。しかし、『祕書志』に記載される藏書數を見ると、當時刊刻・著述された文籍を含む可能性は低い。まして『祕書志』は至正初年に編纂されており、元朝後期の祕書庫の藏書がわずかこれだけであつたことから、元の朝廷が典籍の収集と整理を重視しなかつた

ことがわかる。それならば、朝廷の藏書目録が流傳せず、こうした目録の撰修に關する記載がないのも納得がいく。このような目録がないため、後世において元代の典籍の状況を考察することはきわめて困難である。現在まで『元史』藝文志を補足する書物はあつたが、いずれも各種典籍の記載を通して集録された元朝の著述であり、元代の藏書の全貌について収集・考察するのは難しい。典籍の收藏・整理の輕視は、元代の統治者には歴史的原因により、典籍の收藏・整理が上部構造の一部として統治全體に果たす役割に對する認識が不足していたことを反映している。しかし、書籍の絶え間ない出現と流傳は、すでに社會生活の一部分になっていた。統治者が重視しようとしまいと、これは客觀的事實であり、しかもその統治に不可欠な分野であつた。そのため、太宗の初年には耶律楚材の建議を採り入れ、燕京に編修所を設置し、平陽には經籍所を設置して、書籍の刊刻を掌握させた。世祖の至元九年、祕書監が設置され、まもなく興文署が設立された。『祕書志』卷七の記載によれば、「至元十年十一月初七日、太保・大司農が上奏した一件。『興文署は彫印文書を掌り、祕書監に屬す』¹¹という。興文署には、令が一名、丞が二名いた。校理は四名で、そのうち二名は儒學の教授が擔當した。そのほか、「彫字匠花名計四十名」、「印匠一十六名」¹²がいた。元刻『資治通監』王磐序の中で興文署について「京師 勅め興文署を立つるに、署は令・丞並びに校理四員を置き、咸な祿廩を給し、良工を召集し、諸經子史の版本を刻刻し、天下に頒布すること、資治通鑑を以て起端の首と爲す。時事の緩急を知りて適用の先務を審かにする者と謂ふべし¹³」と述べている。しかし、良いことは長續きせず、至元十三年十二月には詔により興文署は翰林院に合併され、「王待制は兼任せよ。毎年の曆を作成印刷する職務は、移して祕書監の管轄とする¹⁴」¹⁵となつた。しかも、興文署の職能は「諸生の飲膳を提調し、凡そ文牘簿書の事に與る¹⁶」¹⁷ということに制限された。このような變化は、興文署の自主權の弱化和管轄範圍の縮小を意味している。そのため、朝廷の重要な出版機關としての役割は影響を受けた。それにより生じた客觀的な結果を見ると、このような調整を決定した元代の統治者が、文獻の發展と流傳をあまり重視

していなかったことがわかる。四十餘年経った英宗の至治二年、興文署は廢止された。さらにその七年後、文宗の天曆二年に、藝文監を設置し、「専ら國語を以て儒書を敷譯し、儒書の場合に校讎すべき者に及びては之を兼治せしむ」とし、監の下には、「藝林庫、……藏貯の書籍を掌る」と「廣成局、……經籍を傳刻すること、及び印造の事を掌る」¹⁵を設けた。この二つの從屬機關が有する職能を見ると、これらの設置は、典籍の發展と流傳において間違ひなく積極的な役割を果たしている。しかし、注意すべき點は、この二つの機關は元朝建國四十九年目に建てられ、滅亡まで二十三年しかないことである。したがって、それらが果たした役割を高く見積もるべきではない。比較してみると、元朝の文獻事業も發展しており、無視できない客觀的事實である。これはもちろん、朝廷の文獻・典籍の重視の度合いが絶えず強まっていたことと關係がある。しかし、さらに重要な點は、長い間の典籍の發展と流傳がすでに無視できない客觀的事實となり、しかも存在、發展し續けていることである。時代の趨勢として、それは、統治者の認識不足によって停止することはなく、逆に次第に考えを轉換させて反應を示すよう、統治者に迫っている。例えば、元朝には「諸路の儒生の著述、輒ち本路官より呈進し、翰林に下して看詳せしむ。傳ふべき者は、各行省に命じ、儒學及び書院に在る所に檄し、以て官錢に係りて刊行す」¹⁶という規定がある。馬端臨『文獻通考』がその生前に刊行できたのも、こうした規定のお陰である。こうした規定が元代における典籍の發展と流傳に對して、一定の促進作用があつたことは明らかである。しかし、この作用は結局微々たるものであつた。元代の文獻學が發展した主な原因は、すでに形成された文獻の發展と流傳の趨勢であり、元代の文獻學は、それ自體の軌跡によって前進している。確かにこのような趨勢は、ほかの王朝においても作用しているが、元代における作用が最も際立っている。これは元代の文獻事業の發展の重要な特徴と言える。

元代の文獻學發展のもう一つの特徴は、さらに大衆化に向かったことである。時代が進歩するにつれて、文獻と典籍は、さらに多くの人に利用されるようになった。大衆化は必然の趨勢である。宋代において、すでに多くの學者が舊注の煩瑣な考證という束縛を打ち破り、出来る限りわかりやすくするよう努めている。王安石や朱熹らは、この分野において目を見張る成果を上げた。元朝はモンゴル族が建てた王朝であり、文獻と典籍の大衆化は、第一にモンゴル族が漢籍を理解するために言語上の障害を取り除くことであつた。したがって、主要な漢文典籍のモンゴル文字への翻譯は、重要な段階であり、これに對して朝廷は相應する措置を採つた。天曆二年に設置された藝文監は、「専ら國語を以て儒書を敷譯す」（專以國語敷譯儒書）という職能を備えている。錢大昕『補元史藝文志』の記載によれば、モンゴル文字に翻譯された漢籍には、『尙書節文』・『孝經』・『大學衍義節文』・『忠經』・『貞觀政要』・『帝範』・『皇圖大訓』などがある。翻譯數は遼・金二朝が契丹文字・女眞文字に翻譯した典籍とは決して比較にならないが、相違點は遼・金二朝には儒書専門の翻譯機關が存在しなかつたことであり、元朝の儒書に對する認識が遼・金よりはるかに高いことが容易に窺える。しかし、儒書のモンゴル文字への翻譯は、大衆化の一部分であり、しかもほんの一部分にすぎない。最も主要な大衆化は、儒教經典のわかりやすい解釋である。これによって多くの人が儒家の思想精髓を理解し受け入れた。『補元史藝文志』が収録する書目を見ると、經書を解釋した著述には、「直解」と稱されるものがある。例えば、許衡の『大學直解』・『中庸直解』、胡祇遹『周易直解』、胡持『周易直解』、呂椿『尙書直解』、錢天祐の『大學經傳直解』・『孝經經傳直解』、小雲石海涯『孝經直解』などがある。そのうち、許衡の『大學』・『中庸』二部が「直解」を最も代表している。

許衡は、字を仲平といい、魯齋先生と稱された。河内（現在の河南省沁陽）の人で、官は左丞・國學祭酒に至り、死

後に文正と謚された。『元史』卷一五八の本傳によれば、「衡教を善くし、其の言は煦煦にして、童子と語ると雖も、之を傷ふを恐るるが如し。故に至る所、貴賤賢不肖無くして皆な樂しみて之に従ひ、其の才の昏明大小に隨ひて皆な得る所有り、以て世用と爲すべし。……其の言を聽けば、武人俗士異端の徒と雖も、感悟せざる者は無し」といふ。これは、通俗的な方法を用いた許衡の儒教經典の解説が効果を収めたことをある程度示している。

許衡の『直解』^(神性)には、以下のような特徴がある。

(一) 全體的に博引傍證せず、簡明を旨とする

例えば、「大學」について、單に「この本の名である」(是這一部書名)と解釋し、それ以上の解釋をしていない。また、「中庸」については「この本の總稱で、孔子の孫である子思が作った」(是這一部書的總名、孔子之孫子思所作)と解釋している。いずれも朱熹が編纂した四書の一つであり、前者は作者について述べていないが、後者は作者を明示している。これらの解釋は、これら「直解」は隨意性が強く、統一基準がないことを示しているのであろうか。この點については、單純にそのような結論を出すことはできない。許氏が『大學』の解釋で作者について觸れなかつた理由は、『大學』の作者を巡る状況がかなり複雑で、二言三言では明確に説明できないからである。しかも、朱熹は『大學』首章の經文の最後で、この書物の作者について専門的に説明を行っている。そうであるならば、許氏が冒頭で『大學』を解釋する際、後の部分との重複を避けるため、それ以上作者について述べる必要はないことは明らかである。また、許氏は『大學』と『中庸』が『禮記』を典故としてしていることについても觸れていない。これは、「直解」のこの分野における特徴と一致している。朱熹は『大學』と『中庸』を『禮記』から抽出し、『論語』と『孟子』と合わせて四書を編纂した。これについて、朱熹は『大學章句』序と『中庸章句』序でそれぞれ説明している。しかし、許氏の「直解」は、この二篇の序を収録していない。もし、『大學』と『中庸』の典故について述べるとしたら、朱熹がこのように編纂した初志

から、この二書の内容や意義などまで述べることになる。これでは煩瑣になり、具體的な解釋と重複する可能性がある。しかも、一般人が『大學』と『中庸』を理解する上でも、恐らく役に立たないであろう。したがって、冒頭での解釋は、單に書名であると述べるか、作者を付け加えるだけで充分である。

(二) わかりやすい言葉と口語を用いる

朱熹は『大學』・『中庸』の各段の最後で、その段をまとめている。例えば、前文に挙げた『大學』首章の經文の最後に、「右經一章。蓋孔子之言、而曾子述之。其傳十章、則曾子之意而門人記之也」とある。この部分を理解するのは難しくないが、許氏はさらに解説をし、次のように述べている。「この一段は宋の儒者である朱子の注解である。「右經一章」とは前の「大學之道」から「未之有也」までの一章を指している。聖人の言葉は「經」と言う。「蓋」は疑問詞である。「曾子」は孔子の弟子である。朱子は、『大學』のこの一章の義理は精深であるから、おそらく孔夫子が平生語った言葉で、曾子がそれを伝え述べたものである」と説いている。「其傳十章、則曾子之意而門人之記之也」について、賢人の言葉は「傳」とし、後ろの經文を解説した十章は、曾子の平生の考えで、彼の弟子が記録したものである」と。ここでは、きわめてわかりやすく「右經一章」・「經」・「蓋」・「傳」などの語句を解釋し、曾子自身についても簡単に紹介し、續けて朱熹の敘述に基づきながら總合的に説明している。これによって、誰にでもわかる程に通俗的になっている。特に許氏は、専門用語の代わりに通俗的な言葉を用いている。例えば、『中庸』第二十章の「子曰、好學近乎知、力行近乎仁、知恥近乎勇」について、朱熹は「子曰二字、衍文」（子曰の二字、衍文なり）と述べているが、許氏は「衍文」という言葉を用いずに、「この「子曰」の二文字は、餘計に書いてしまった字である」と述べている¹⁹。このような明白な解釋なら、女性や子供でも理解できるであろう。許氏の『直解』は、わかりやすい言葉を用いただけでなく、當時の口語の使用にも注目している。そのため、その解釋はさらに通俗的で生き生きとし、理解しやすくなっている。例

えば、『大學』第三章の「爲人臣止於敬」を「……文王が西伯であつた時は、天子に仕えていたが、彼はどんなことでも恭敬の道理を盡くし、ゆるがせにするような氣持ちは一切無かつた……」と解釋し、『大學』第九章の「是故君子有諸己、而后求諸人。無諸己、而后非諸人」を、「……もし自分に善いところがなければ、どうして他人を責めることができようか……」と解釋している。以上の二例に出てきた「著」・「盡得那」・「一些」・「呵」などは、全て當時の口語である。そのほか、過去の動作を示す「了」や「過」、多數を示す「每」、常用される「去處」や「一樣」などがあり、『直解』の中にとまどき出現する。身分の高い知識人である許衡が、儒教經典（『大學』に限る）解釋の過程で口語を使用したことは、もちろん出來る限り儒教經典を大衆化させるという主旨と關係がある。しかし、言語の雅俗が徐々に人爲的な等級の束縛を解き放つたという外的要因を排除することもできない。これは言語という側面から社會文化が一體化に向かっていることを反映し、人類社會の進歩を示している。

(二) 語句解釋は、總合説明と要約を基本とする

このような形式は、上述の事例にすでに端緒が見えているが、典型とするには不十分であるため、ここで再度例を擧げて説明したい。『中庸』第三十章は、「仲尼祖述堯舜、憲章文武、上律天時、下襲水土」で始まる。許氏の直解には「仲尼」とは孔子の字である。「祖述」とは遠くはその道を宗とすることである。「堯舜」は唐の堯・虞の舜である。「憲章」は近きはその法を守るということである。「文武」は周の文王・武王である。「律」字は法と解釋する。「天時」は天の四時である。「襲」字は因と解釋する。「水土」は四方の水土の宜しきところである。子思は、「帝王の道はただ堯舜を極至とし、孔子は遠きはその道を宗とした。帝王の法はただ文武を美備とし、孔子は近きはその法を守つた。天運には四時の同じからざるがあるが、孔子はその自然の運を守つた。水土には四方の宜しきところがあるが、孔子はその一定の理に因循した」と説いている。この一節は聖人が中庸の道を體得できていることを説いている²⁰とある。この

段落には、『直解』の書式がはっきり表れている。「仲尼」から「水土是四方水土所宜」までが語句解釋、「子思説」から「孔子則因其一定之理」までが總合説明、最後の「這一節」云々が要約である。注目したいのは、概括的な説明の文である。前後の語句の意味をはっきり解釋するため、許氏は自分の理解を多く加えている。例えば、「帝王の道はただ堯舜を極至とする」と「帝王の法はただ文武を美備とする」は、孔子の「祖述堯舜、憲章文武」の理由を説明しているが、この理解は許氏のものである。こうした見解は原文の表面上の意味の簡略さや不備を補足し、あるいは作者が賦與した潜在的な意味を探り出しており、原文を理解する上で非常に役立つ。實際多くの内容は、もし、その潜在的な意味が示されなければ、理解することが難しいことは確かであろう。例えば、『中庸』第二十九章の首篇に「王天下、有三重焉。其寡過矣乎」とある。この句はわずか十二文字しかないが、その含意は豊富である。「三重」とは何を指すのか。何故「三重」があるかと「寡過矣乎」が可能となるのか。もし、潜在的な意味を明示しなかつたら、この句を理解するのは不可能である。許氏は「王」は興王である。「三重」は三つの重要な事、つまり上章で説いている儀禮・制度・考文がこれである。「寡」は少であり、「過」は過失である。子思は「天下に王として方法には禮儀・制度・考文の三つの重要な事があり、この三つの重要な事は、ただ天子だけがこれを行うことができ、天下の諸侯は皆なこの法を奉じて國々で政が異なることがないことを理解し、天下の百姓は皆な教化に従って家々で習俗が異なることがないことを理解して人々が善となれば、自然と過失は少なくなる」と説いている。だから「其れ過ち寡なからんかな」と言うのである²³と直解している。これは、「三重」の意味、「三重」と「其寡過矣」の因果關係を解釋して、この句に内在する含意を明示しており、これにより人々はその意味を正しく理解することができる。

(四) 舊注に基づくことが多いが、多少の増減がある

許氏『大學直解』・『中庸直解』は、主に朱熹の解釋について論じている。しかし、朱注と比べると、詳細かつ簡明で

ある。詳細と言える理由は、總體的に見ると『直解』の解釋は基本的に一句（二句あるいは二句以上の場合もある）を一単位としているが、朱熹は基本的に一段落を一解釋単位としているからである。例えば、『大學』の冒頭で、朱熹は「大學之道在明明徳、在親民、在止於至善」を一単位として解釋している。しかし、許氏は、①「大學之道在明明徳」、②「在親民」、③「在止於至善」の三單位に分けて解釋を加えている。後者は前者に比べて詳しいことは明らかである。しかし、具體的な解釋においては、朱注より簡明である。「大學之道在明明徳」を例に挙げれば、朱熹は「大學とは、大人の學也。明は、之を明らかにする也。明徳とは、人の天より得る所にして、虚靈不昧、以て衆理を具へて萬事に應ずる者也。但だ氣稟の拘する所と、人欲の蔽する所と爲れば、則ち時有りて昏し。然れども其の本體の明は、則ち未だ嘗て息まざる者有り。故に學ぶ者當に其の發する所に因りて遂に之を明らかにし、以て其の初に復るべき也」と解釋している。しかし、許氏の直解には、「大學之道」は、『大學』の人に學問をさせる方法である。「明」はしっかりと取り組んでこれを明らかにする、「明徳」は人心が本質的に持っている光り輝く徳である。夫子は、「古の大學の人に學問をさせる方法は、まずしっかりと取り組んで自己の光り輝く徳を明らかにし、蒙昧な状態にさせないことである」と説いている」とある。この直解と朱熹の注釋を比較すると、朱注は複雑で、直解は簡明であることがわかる。しかし、これは、表面上の現象にすぎず、その中には、『大學』のこの句に對する兩者の異なる理解が含まれている。例えば、朱注には「大學者、大人之學也」とあるが、許氏は「大學」を「教人爲學」と解釋している。兩者はいずれも「學」について述べているが、前者が強調するのは「大人之學」で、後者が述べているのは「教人爲學」である。「大人」とは、道德上の人徳が高く、しかも、等級上の豪族大族や高官貴人であり、ほんの一部分の人を指している。しかし、許衡の言う「人」とは、大人を含む全ての人間である。朱熹は大學を大人の學問と見なし、許衡は衆人の學問と見なしと考えることができる。したがって、「明徳」の解釋も異なってくる。大學が大人の學問である以上、「明徳」も大人の專有物である。そのため、

朱熹が解釋した「明德」は、どうしても奥深いものになる。許衡の場合、大學は衆人の學問であるため、「明德」は全ての人が有し、大學は各人の「本質的に持っている光り輝く徳」を發揮させるものである。これは、『大學』の意味に對する許衡の基本的理解であり、彼が『大學直解』を作つて人々に儒教經典を普及させたときの出發點でもある。また、許衡は、朱熹が解釋していない語彙や語句についても補注を加えている。例えば、第十章「以能保我子孫黎民、尙亦有利哉」について、許氏は、「以」は用である。「保」は安である。「黎民」は黒髪の人で、天下の百姓を指す。「尙」は庶幾である。「利」は利益である。もし人君がこういった助言をする大臣を用いることができれば、必ずや我が子孫を安んじて富貴をもたらし、我が民を安んじて太平をもたらすことができ、國家に利益があるであろう。ここでは人君が大臣を用いてその人を得ることができれば、その效驗はこのようであると説いている」と解釋している。さらに注目すべき點は、許衡が朱熹の一部の方法について保留の態度をとっていることである。朱熹は、『大學』には經一章・傳十章があるが、「釋格物致知之義」について説く第五章は散逸したと考え、程子の意に沿つて第五章を補足している。これは自己の見解を古人に押しつけたという嫌疑があり、また、古籍を随意に修正するという悪い習慣を始めている。許衡は朱熹『大學章句』に基づいて『大學直解』を作っているが、もちろん修正してはいない。さもなくば、朱熹と同じ失敗を繰り返すことになる。そこで、形式上のみ、いくらか反映しており、『大學』の本文は行頭から、「直解」は行頭二字下げして書かれているが、朱熹が補足した第五章の傳は行頭一字下げで書かれ、この一章は朱熹の注釋がなく許衡が注を加えているため行頭二字下げで書かれている。このような處理は、補足した内容に對する態度を表明し、さらに朱熹『大學章句』に基づくという原則に反せずに古籍の原形を保ち、しかも特殊な形式で朱熹の方法を批判している。

(五)『直解』も「闕如之戒、知之爲知之、不知爲不知（無理に知つたかぶりをしない）」を守る

「闕如の戒め」、つまり「之を知るを之を知ると爲し、知らざるを知らざると爲し」、わからないのに無理に知つたか

ぶりをするようなことはしないというのは、孔子のときから提唱されている優れた學風である。朱熹も『大學章句』・『中庸章句』の中で、基本的にこの點を實行している。許氏の直解は、總合説明を主としているが、解釋が通らない部分がある場合も、言葉をあいまいにせず、「解釋できない」（不可解）と直言している。例えば、『大學』傳第十章には、「長國家而務財用者必自小人矣」という句の後に「彼爲善之」という四文字があり、朱熹は「彼爲善之、此の句の上下、疑ふらくは闕文誤字有り」（彼爲善之此句上下、疑有闕文誤字）と述べている。許氏も朱熹の見方に同意し、「この一句の前後には、恐らく闕文や誤字がある」（這一句上下、疑有闕文誤字）と述べ、この句は「不可解」と明確に指摘している。ここでも、『直解』の「直」という特徴を十分に體現している。

許衡の『直解』は、注釋、總合説明、さらには現代語譯を集めて一つにまとめ、三者を有機的に關連させ、各自の作用を十分發揮させている。そのため、釋文は一層率直かつ流暢になり、通俗的でわかりやすくなっている。許氏の二つの『直解』を通觀すると、基本的に朱熹の『章句』を解釋している。自己の見解も含まれるが、結局のところ、創意工夫は少ない。しかし、このような通俗的な古籍解釋の形式は、古籍の傳播や大衆化に重大な意義を持っており、十分に肯定する必要がある。

許衡は經書解釋の分野において通俗的でわかりやすいという形式を創始しただけでなく、ほかの分野においても似たような成果を上げている。例えば、彼は『編年歌括』を記し、韻語を用いて中國古代の王朝交代などをまとめており、率直かつ簡素で、暗誦しやすい。五代十國を例に擧げれば、「朱梁は三主十六祀、太祖友珪末帝是なり。後唐四帝十三春、莊明閔末是れ眞爲り。石晉二世十一載、高祖下りて少帝代はる。劉漢四年 凡て再傳、高祖隱帝 一源を同じくす。郭周九載 傳三世、太祖世宗と恭帝と。五代は五十有三年、其の間八姓遞に推遷す。後唐凡て三周凡て二、餘者は擧りて皆な氣嗣を同じくす」と歌っている。ここでは、複雑な五代の王朝交代の關係を明瞭に説明している。こうした口訣は、

これまでほとんどなく、このような口訣を記すにも、かなりの基礎知識を必要とする。ここから、許衡が通俗的な方法で古籍を解説したのは決して偶然ではなく、彼が古典に對する現實の要求を認識し、學術の通俗化に努めた必然的な結果であることがわかる。

三

元代の文獻學發展における大衆化の趨勢は類書の編纂にも影響した。王瑩編『群書類編故事』がその明證である。類書は三國の曹魏が創始した『皇覽』から、元代の『經世大典』に至るまで、その編纂目的は、皇帝の御覽に供するためあるいは科擧に参加する學生や文人に吟詩作賦の資料を提供するためにほかならない。したがって、類書には完全で豊富であることが求められ、天文・地理・人文・鳥獸蟲魚が全て網羅されている。類書は収録事目の意味を解釋し、經緯を説明するだけでなく、その事目に關わる典籍文章や詩賦などを幅廣く網羅し、當然のことながら、その資料はかなり充實している。しかし、煩雜かつ大部になるのは避けられないから、學生は恐れをなし、そのために本當にこうした典籍を使用する人々は限られていた。しかし、『群書類編故事』は、類書としてはかなり革新的なものである。第一に萬象を網羅することはなく、収録範圍を「故事」、つまり、いわゆる「掌故」に限っている。その中には傳説故事もある。例えば「盤古開辟」である。歴史の記載もある。例えば「存趙孤兒」である。こうした掌故は、民間に廣く流傳しており、人々の社會生活に目に見えない影響を與えている。多くの人は、さらに多くの掌故を知りたいと思っていた。また、掌故について、意味は知っているがそうだった理由を知らないため、その經緯を探りたいと思っている人もいた。『群書類編故事』は、こうした人々の需要に應じて編纂されたため、大衆化する要素を多大に持っていたと言える。『群書

類編故事』二十四卷は、史傳・筆記・傳記、および野史稗官の中の宋代以前の關連故事八二二條を集め、天文・時令・地理・人物・仕進・人倫・仙佛・民業・技藝・文學・性行・人事・宮室・器用・冠服・飲食・花木・鳥獸など十八類に分かれている。その類目を見ると、その内容は一般人の需要に一層近づいている。そのうち、人倫類は四卷を占め、計一五五條あるが、その大部分は人間關係に關わる故事である。例えば「滂母勉子」は、范滂が漢の靈帝の黨人誅殺により投獄された際に、范滂の母が後悔しないよう勵ました出來事を指している。また、「簡斥數婦」は、「舉案齊眉」の梁鴻と孟氏の出來事を述べている。人倫に關する一五五條の故事を一つに集録し、人と人との多層な關係や、異なる時代、異なる階層の異なる觀念や規範をまとめて示している。實際には、人事と性行の二類、さらに民業類の内容の多くは、人間關係に關する故事である。このように、編者が『群書類編故事』を編集した目的は、讀者がこの分野の内容を勉強、思考し、そこから啓發を受け、各自が自己の従うべき社會規範によつて物事を行い、各自が自分の本分を守る社會を形成するよう導くことにある。元代の道・釋二教の盛行は、當然、皇帝の信奉と關連しているが、それは唯一の原因ではない。モンゴル族の統治が、他民族、特に漢民族に對して民族抑壓を行ったのは明らかであり、こうして多くの人々が俗世を信じられなくなって宗教に歸依し、または道教と佛教に憧れたため、この二教はさらに盛行したのである。『群書類編故事』が仙佛類の故事百條を集め、三卷を占めていることは、道・釋二家の状況を客觀的に反映している。三卷のうち、一卷は道家の故事を集録し、もう一卷は釋家の故事を集録し、鬼神の故事を加え、さらにもう一卷は墓葬の故事を集録している。その中では、著名な道人の事跡を記し、佛法が中國に傳來した跡を尋ねており、道・釋二家の歴史を理解する上で、參考にする價值をかなり持っている。鬼神・墓葬の故事については、傳聞や逸事が多く、荒唐無稽な説が混ざっているが、單に人間は自然や社會に對して何もできないという無力感を説明しており、茶飲み話としてはよい。『群書類編故事』は大部ではないため、もちろん、その内容は『太平御覽』や『藝文類聚』などの豊富さには及ば

ない。しかし、それ自體について言えば、題材はかなり幅広い。『群書類編故事』に集録される八二二條の故事は、一部分の條目に出典が注釋されていないことを除けば、全て出典が明記され、關連典籍はおよそ二百五十篇にわたる。二書、ないしは三書から引用している條目についても、出典を一つ一つ注記している。

特筆すべき點は、『群書類編故事』の出典注釋は、書名や篇名が規範に合っていないことが多く、たびたび略稱を用いていることである。書名が近似している場合は、區別するために作者名を加えている。例えば、邵伯溫の著作『邵氏聞見錄』を『邵氏錄』と稱し、趙概にも『聞見錄』があるため、書名の前に姓名を加えている。全體的に言えば、『群書類編故事』が引用する内容の出典は、明晰かつ正確であるため、『群書類編故事』には、かなり信頼性がある。そのほか、ときどき、條目の中の各語句を解釋している。例えば卷一三「豚蹄讓田」條の「甌窶滿篝、汚邪滿車」という條目の下に、「篝、籠也。汚邪、下地田也」という小注がある。また、同卷「公輸雲梯」條の「墨子繫帶守之」という條目の下に、「陳財傳、解帶爲城、以箸爲械」という注がある。これらの語句に對する注釋は、大衆化という主旨を貫いている。

元代の統治者は、歴史文獻學の發展を重視しなかったが、それでも歴史文獻學は發展した。これは、歴史文獻學が一學問として相對的に獨立し、自身の發展の軌跡を有していたこと、統治者の態度はその發展に影響したが絕對的ではなかったことを説明している。歴史文獻學の發展が元代において大衆化の趨勢を強く示したのは、一方ではもちろんモンゴル貴族の文化水準が普遍的に低かったことと關係があり、もう一方では歴史が一定の段階まで發展した必然的な結果であり、これは歴史の進歩の表れである。

- (1) 自昔祕奧之室曰府、曰庫、蓋言富其藏也。世皇既命官以職其肩鑄緘滕之事。而後列聖之宸翰纂述之紀、志天下墳籍·古今載記、所以供萬機之暇者、靡不備具、雖圖像·碑誌·方技·術數之流、畢部分類、別而錄云。
- (2) 延祐二年、九月初五日、祕書郎呈、奉指揮發下裕宗皇帝書硯、從實收管。
- (3) 就遣宋內侍王堃入宮、收宋國表裏·圭璧·符璽及宮中圖籍·寶玩·車輅·輦乘·鹵簿·麾仗等物……丁巳、命焦友直括宋祕書省禁書圖籍。
- (4) 丁亥、兩浙宣撫使焦友直以臨安經籍·圖畫·陰陽祕書來上。
- (5) 「咱使的焦尙書江南收拾祕書省文字去來、聽得收拾聚也、教盡數起將來呵、怎生。」奉聖旨、「教將來者」。欽此。樞密院移咨南省、取去來。見今焦尙書收拾到經籍書畫等物、解發南省、已運到中書省也。所據前項焦尙書收拾到一切經史子集禁書典故文字及書畫紙筆墨硯等物、俱是祕書監合行收掌。
- (6) 遣郎中孟祺籍宋太廟四祖殿、景靈宮禮樂器·冊寶暨郊天儀仗、及祕書省·國子監·國史院·學士院·太常寺圖書祭器樂器等物(『元史』卷九世祖紀六)。
- (7) 以許衡言、遣使至杭州等處取在官書籍版刻至京師(『元史』卷十世祖紀七)。
- (8) 元起朔漠、未遑文事。太宗八年、始用耶律楚材言、立經籍所於平陽、編集經史。世祖至元四年、徙置京師、改名宏文院。九年、置祕書監、掌歷代圖籍並陰陽禁書。及大兵南伐、命焦友直括宋祕書省禁書圖籍。伯顏入臨安、遣郎中孟祺籍宋祕書省·國子監·國史院·學士院圖書、由海道舟運至大都、祕書所藏彬彬可觀矣(『補元史藝文志序』)。
- (9) (10) 『祕書志』卷六
- (11) 至元十年十一月初七日、太保·大司農奉過事內一件。「興文署掌彫印文書、交屬祕書監。」
- (12) 京師勅立興文署、署置合·丞并校理四員、咸給祿廩、召集良工、刻刻諸經子史版本、頒布天下、以資治通鑑爲起端之首。可謂知時事之緩急而審適用之先務者矣。
- (13) 王待制兼管有。印造每年曆日事務、拔附祕書監親管(『祕書志』卷七)。
- (14) 提調諸生飲膳、與凡文牘簿書之事(『元史』卷八十七百官志三)。
- (15) 專以國語敷譯儒書、及儒書之合校讎者俾兼治之。……藝林庫、……掌藏貯書籍。……廣成局、……掌傳刻經籍、及印造之事(『元史』卷八十八百官志四)。

(16) 諸路儒生著述，輒由本路官呈進，下翰林看詳。可傳者，命各行省、樞所在儒學及書院，以係官錢刊行（錢大昕『補元史藝文志』）。
(17) 衡善教，其言煦煦，雖與童子語，如恐傷之。故所至，無貴賤賢不肖皆樂從之，隨其才昏明大小皆有所得，可以為世用。……聽其言，雖武人俗士異端之徒，無不感悟者。

(18) 這一段是宋儒朱子的注解。「右經一章」是指前面「大學之道」到「未之有也」一章說。聖人的言語叫做「經」。「蓋」是疑詞。「曾子」是孔子的弟子。朱子說，「大學這一章義理精深，疑是孔夫子平日的言語，曾子傳述的」。「其傳十章，則曾子之意而門人之記之也」，賢人的言語做「傳」，後面解說經文的十章，乃是曾子平日的意思，他們弟子記纂的。

(19) 這「子曰」兩箇字，是書中多寫了的字。

(20) ……文王為西伯時，服事著天子，他件件事都盡得那恭敬的道理，無一些怠忽的意思……。

(21) ……若自家無這善呵，便如何去責得他……。

(22) 仲尼是孔子的表字。祖述是遠宗其道。堯舜是唐堯虞舜。憲章是近守其法。文武是周文王·武王。律字解做法字。天時是天之四時。襲字解做因字。水土是四方水土所宜。子思說，帝王之道惟堯舜為極至，孔子則遠宗其道。帝王之法惟文武為美備，孔子則近守其法。天運有四時之不同，孔子則法其自然之運。水土有四方之所宜，孔子則因其一定之理。這一節是說聖人能體中庸之道。

(23) 王是興王。三重是三件重事，即上章所說儀禮、制度、考文是也。寡是少，過是過失。子思說，「王天下之道有禮儀·制度·考文三件重事，這三件重事，惟天子得以行之，則天下的諸侯皆知奉法而國不異政，天下的百姓皆知從化而家不殊俗，人人為善，自然少有過失，故曰其寡過矣乎。」

(24) 大學者，大人之學也。明，明之也。明德者，人之所得乎天，而虛靈不昧，以具眾理而應萬事者也。但為氣稟所拘，人欲所蔽，則有時而昏。然其本體之明，則有未嘗息者。故學者當因其所發而遂明之，以復其初也。

(25) 大學之道，是『大學』教人為學的方法。明是用工夫明之，明德是人心本來原有的光明之德。夫子說，古時『大學』教人的方法，當先用工夫明那自己光明之德，不可使昏昧了。

(26) 以是用。保是安。黎民是黑髮之人，指天下的百姓。尚是庶幾。利是利益。人君若能用這等有容的大臣，必能保我子孫常饗富貴，保我黎民常饗太平，於國家豈不利益哉。這說人君用大臣得其人，則其效驗如此。

(27) 朱梁三主十六祀，太祖友珪末帝是。後唐四帝十三春，莊明閔末是為真。石晉二世十一載，高祖之下少帝代。劉漢四年凡再傳，高祖隱帝同一源。郭周九載傳三世，太祖世宗與恭帝。五代五十有三年，其間八姓遞推遷。後唐凡三周凡二，餘者舉皆同氣嗣。

(補注一) 許衡の『大學直解』『中庸直解』については、竹越孝氏「許衡の經書口語解資料について」(『東洋學報』第七十八號、一九九六年)を參照。また竹越氏は『大學直解』と『中庸直解』の校本(古代文字資料館發行『KOTONOH A』第56號、第57號、第60號、第62號)も公表している。